

旧優生保護法による優生手術や

人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

遺伝性疾患や障がいなどを理由に、子どもができなくなる手術や、妊娠を続けられなくなる処置をされた方、またはそのような話を聞いたご家族や関係者はいらっしゃいませんか？



令和7年1月17日に施行された「旧優生保護法補償金等支給法」に基づき、対象となる方に補償金等を支給します。

① 補償金

- 子どもができなくなる手術をされた方 …… 1500万円
- その結婚相手（事実上の結婚も認められます） …… 500万円

※ご本人が亡くなられた場合、遺族が受け取れます。

② 優生手術等一時金

- 子どもができなくなる手術をされた方 …… 320万円

※ご本人だけが受け取れます。

①の補償金もあわせて受け取れます。

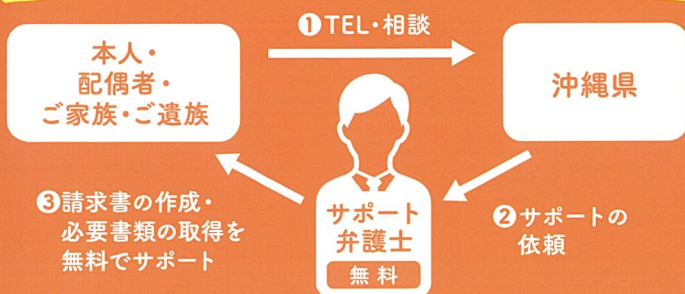
③ 人工妊娠中絶一時金

- 子どもを生き育てたかったのに旧優生保護法により妊娠を続けられなくなった方 …… 200万円

※ご本人だけが受け取れます。

②の一時金を受け取った場合は受け取れません。

ご希望に応じて手続きをサポートします！



補償金等の請求手続きの流れ

< 請求期限: 令和12年1月16日 >



秘密は守られます。心当たりがあれば、まずはお相談ください。

TEL: 098-894-2404 (専用)

詳しくはこちらから



知っていますか？「旧優生保護法」と補償についての



Q1 「旧優生保護法」とは？

A 昭和23年に議員立法で制定され、平成8年まで「優生保護法」として成立していた法律です。

優生保護法(昭和23年～平成8年)により、病気や障がいなどのある人たちを「不良」とし、国の政策として、こどものできなくなる手術(優生手術(不妊手術))やこどもを生み育てたいと思っていた人が妊娠を続けられなくなる処置(人工妊娠中絶)が行われてきました。

本人の十分な同意がないまま行われた例も多く、全国でこどもができない手術をされた被害者が約2万5000人、こどもを生み育てたかったにもかかわらず妊娠を続けられない処置をされた被害者が約5万9000人とされています。

Q2 補償金等が支給される法律がつくられたのはなぜ？

A 憲法違反とされた規定の立法行為に対する国家賠償と、被害を受けた方々の名誉と尊厳の回復を図るためです。

最高裁判所は、2024(令和6)年7月3日に、優生保護法は当初から憲法違反であったと判断し、国に賠償を命じました。国は最高裁判決に従い、旧優生保護法が憲法違反で、著しく人権を侵害した法律だったことを認め、多くの被害者を出したことを謝罪し、被害を受けた方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、被害の回復を図るための法律(旧優生保護法補償金等支給法)をつくりました。

Q3 どのようにすれば、補償金を受け取れる？

A 所定の請求手続きを行い、国の審査会で認定されたら受け取ることができます。

Q4 請求書等の様式はどこで入手できる？

A こども家庭庁のホームページからダウンロードできます。

Q5 どのように請求をすすめたらいいのかわからない

A まずは相談窓口にご相談ください。ご希望に応じて、サポート弁護士をご案内します。サポート弁護士が事情をお伺いし、請求書や陳述書を作成します。

※サポート弁護士として、あらかじめ選定された弁護士をご案内します。
請求者が自由に弁護士を選ぶことはできません。サポート弁護士の費用はすべて無料です。

◎ 沖縄県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口

詳しくはこちらから

TEL: 098-894-2404(専用) 受付時間: 午前10時～午後5時(土日祝、年末年始を除く)

✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 こども未来部子育て支援課内

